12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標 を参照
	認定の手続	9.［2］中心市街地活性化協議会に関する事項を参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. を参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3.中心市街地の活性化の目標を参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. を参照